

## パネルディスカッション

コーディネーター 大濱 徹也 氏

パネリスト 鈴江 英一氏、講演講師（高野 修氏、富永 一也氏）

○大濱 今回、お二人に講師を依頼したのは、市レベルで最初に来たのが藤沢市文書館で、その準備から設立と運営の中心で苦労されたのが高野さんです。わたしはその姿を身近に見ていた一人でした。そこには、日本のアーカイブズ草創期の問題がでていました。日本で最初のアーカイブズである山口県文書館は毛利家文書という「お宝」をか

かえて誕生しますが、その運営をめぐる文書館—アーカイブズの使命とは何かという問題提起が出されました。この問題は、道立文書館をはじめ、多くのアーカイブズがいまだにかかえている問題、ある意味で言えば歴史研究者の倉庫でよいのかということが現在まさに問われているわけです。こういう点も含めて高野さんの発題を受けとめて下さい。

沖縄県公文書館は、日本のアーカイブズの世界で、ある意味で言えば理想的ものと語られてきております。わたしが初めて沖縄を訪ねたときに感じた問題は、富永さんが図書館から公文書館に戻ってこられたときに直面したこと、

中間書庫とは何かという問題でした。そこで富永さんから、今、どういう形で沖縄県公文書館を再生しようとしているかという話をうかがえたことは、札幌市のこれからの考えの上で重要ではないでしょうか。

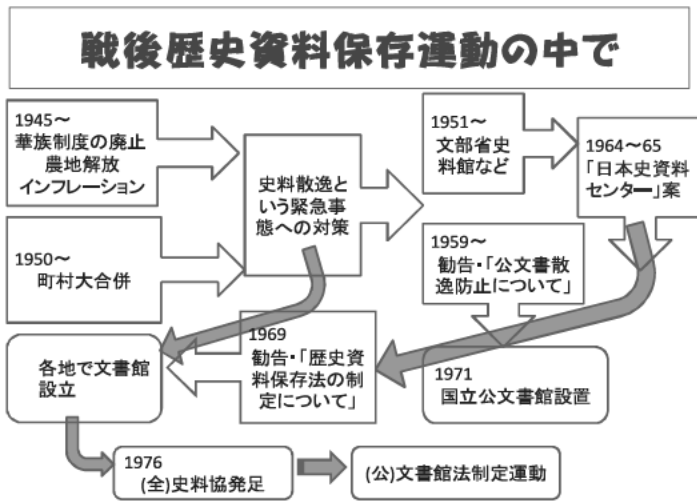
そこで、お二人がそれぞれの館の設立と運営上の問題につき、現場の問題をふまえて率直にして個人的な発題を語っていただきましたので、北海道立文書館の設立と運営はどうであったのかを、その中心であった鈴江さんに話していただき、提出されている質問を踏まえながら討論していきたいと思えます。

○鈴江 元北海道立文書館の鈴江です。

一五分程話せというふうに言われておりましたので、簡略にお話しします。

先ほど、藤沢の文書館のご報告がありました。まだ公文書館法ができない以前に文書館をつくるということで、大変ご苦労をなさいました。それから、沖縄の公文書館の場合は、公文書館法を踏まえながら文書館をつくられました。

そして、今、札幌市の公文書館は、公文書管理法を踏まえながら公文書館をつくらうとしています。それぞれの館がそれぞれの時代に差しかかって、その時代の刻印を負いながらできあがっていく、そのような姿を私たちは見たり、今後の姿を予測したりしているわけです。



北海道の場合も、時代の刻印を確かに負っているなど思っておりま。問題は、時代の刻印を負いながら、その地域と時代の課題に向き合いながら、今の段階でそれがどういうふうになっているか、どう担えるかということがそれぞれ館の課題だろうと、私は思います。アーカイブスの課題というのは常に新たなものでありますから、そういった課題を自ら確認しながら担っていけるかどうかということになろうと思います。

北海道立文書館は一九八五年に開館しましたが、その前、かなり長い期間の準備の時代を過ごしております。この時は、後でも少し触れますが、公文書館法ができておりません。日本学術会議が政府に勧告をした歴史資料保存法というものがあります。これはまた、法律にも何にもなっていないものですが、それを手がかりにして文書館をつくたということがあります。ですから、歴史的資料の保存という性格を多分に負いながら、勧告を使いながら計画を進めていったというのが道立文書館設立の歴史です。まだ法律というものが全くない時にそれを使うというのは、なかなか使い勝手が難しかったわけですが、この勧告を手がかりにやってきたということです。

道立文書館の前身は、行政資料課(当初は、室)という名称のもので。これは、当初は行政資料館という名称で構

想していたものです。行政資料課がどういうものかという  
と、道の行政に關係する資料やその情報を集めて、利用に  
供する、特に道職員の利用に供するという構想でした。一  
方、既に開拓使文書などが公開されておりましたから、そ  
ういうものも併せて利用させる、これは一般の人たちに利  
用させることになるわけですが、その二つの機能を併せ持  
つものというものでありました。いわば現代の行政資料を  
利用に供しながら、その蓄積がやがて歴史資料になるとい  
う構想だったわけですが、実際にそれを動かしてみると、  
理念と実態にかなりのずれがありました。

特に、これは庁内図書館的な要素を持っておりました。  
条例設置ではないのです。一般住民利用のために設置した  
ものではありませんから、道民に開かれた施設ではなかつ  
たのです。しかし、利用実態は、道職員よりもずっと多く、  
道民の方々、あるいは市町村史編集者の方々が利用してい  
ました。

この施設は、体系的に公文書を保存するという機能を欠  
いておりましたし、民間の私文書に対してそれを収集する、  
保存のためのいろいろな措置をするといった事柄はこの機  
能の中にありませんでした。何より、公の施設ではなく、  
条例設置の施設ではありませんから、庁外の方々に利用し  
ていただくという積極的根拠は行政資料課の中にはありま

せんでした。なかでも設置後、何年かたつていくうちに、  
人材の不足ということが負の要素として大きくかぶさつて  
いったということは指摘しなければなりません。

一九七六年ころから文書館構想が出てきます。それは、  
行政資料課の持っていた歴史資料の保存というところに特  
化して、組織を再び固めていこうという発想でした。その  
時に、公文書館か文書館かという議論がありまして、当時  
としては、文書館を構想する中ではかなり重要な選択肢だつ  
たわけです。そのことについてはいまは触れませんが、現  
代の行政情報の提供から歴史資料の保存に特化するという  
形で、しかも図書館、博物館にはない、文書の専掌の機関  
として立ち上げようということになりました。そういった  
意図のもとに、設置条例が必要な公の施設として文書館を  
設置しました。これは、議会の関与が必要だということに  
なります。

こういうふうにして道立文書館ができるわけですけれど  
も、先ほど言いましたように、公文書館法の制定以前です  
から、地方自治法に基づいて設置しました。設置された道  
立文書館は、歴史に特化したという目的と性格です。北海  
道にかかわる公文書を体系的に保存しようといった構想を  
持っておりまして、一方では、私文書の散逸防止を担お  
うということでありました。

文書館の準備の中では、先ほど高野さんがおっしゃったような、庁内各課に対してどういうような文書があつて、文書館に保存されるべきかといった実験的な評価、選別をし、その方法を模索し、また収集基準はかなり考えてつくりました。これは体系的な保存を意識してつくりました。資料の整理では、文書館に所蔵するすべての資料を原本あるいはマイクロフィルム、図書も含めて一元的に整理し得るという体系的な目録規則など、かなり時間をかけて考えました。

道の公文書は、行政使命を終えた時点で文書館に引き継ぐ、文書館は、すべての廃棄文書を把握して、それを選別し文書館の管理のもとに置くということです。この言葉に誤解を生じるといけません、文書館が煮ても焼いてよいとする、各課は非現用文書として文書館に任せられるものを文書館に送り込む、文書館にある文書の管理はすべて文書館長の権限のもとに置くことです。そういう性格づけをして道立文書館がスタートしていきます。

一九九六年にさらに進化して、文書が発生する時点で文書館の選別が可能になるということになりましたから、廃棄以前の段階で文書が体系的に把握されるということになりました。永年文書の引き継ぎもそこで可能になりました。近世から近代にかけての公私の文書の保存を文書館

の視野に入れることにしました。その中には、道の文書だけではなくて国の文書や他県の市町村の文書も、北海道の歴史に関係するものであれば保存(複製を含む)の対象にするという性格づけをしています。

開館当初は、年間にならしてみると、一日に一、二人の利用者がいたということです。これは、ほかの文書館に比べるとかなり高い利用者数ではなかったかと思えます。確かにその時点では、開拓使文書とか、国有未開地処分法の関係の文書の利用が、非常に大きな部分を占めていたと思えます。

ただ、二〇〇五年になって、道の行政改革の大綱方針があつて、組織全体的見直しということになります。出先機関は全面的に廃止するか、独立行政法人になるかということがありました。文書館も、また施設を残して組織を廃止することになり、大幅な人員削減となりました。たしか、定数一九が一二ぐらいになったと思えます。そして、今、組織としては法制文書課の文書館グループの中に置かれ、道立文書館そのものは残りました。このことのために外部からのいろいろな運動が起こって、文書館縮小の歯止めになつたと思えます。

このように、道立文書館ができてからかなりの年数がたつております。これから公文書管理条例がどういうふうにな

きるかわかりませんが、そういう中で文書館がどういう役割を果たすかということがいよいよ問われていると思います。特に、道の中核の文書を十分残していかなければいけないと文書館OBとしては思うわけです。知事が決定した非常に重要な手元の文書とか、企画部門の文書とか、非常に重大事件、重大な事案の文書が的確に保存されているかどうか。これは、二〇〇五年、二〇〇六年のいろいろな改革の中でも、道立文書館が同時に問われたということだと思います。

文書館の課題は、いつも当初の理念をどう生かすかというのと同時に、新しい状況に対してどうその役割を切り開いていくか、ここが大事なわけで、これから起こってくる公文書管理条例とか、新しい公文書管理の体制の中で、文書館は本当に重要な記録を残し、それを後世に伝えることができるかどうか、これが常に問われているのだろうと思います。そういう状況を切り開く人材の存在は重要だろうと思いますし、それをリードしていく館長というのとはなおさら重要だと思っています。

先ほどの規模縮小の中で、館長が置かれられないという提案があったわけですが、文書館全体を方向づけていく上で館長なしには文書館運営はできないということで、館長ポストが残ったという経過があります。これは、文書館の組織

とはどんなところで、どこが重要かということを示していると思います。そのようなことも札幌市の公文書館の中で今後どういうふうになっていくか、私も注目していきたいと思っています。

○大濱 ありがとうございます。

道立文書館は、時代の刻印、当時学術会議等の学界が呼びかけていた「歴史資料保存法」的なものを頭に置きながら設立がめざされた。かつ北海道には北海道開拓に関わる開拓使文書と国有未開地処分法の関係した文書があった。それらは北海道開拓の歴史を明らかにする重要な資料であり、お宝ともいえるものです。その意味では毛利家文書を拠り所として設立された山口県文書館の在り方と似ております。この山口県文書館については、同館の文書館ニュースの二号に設立時の館長であった鈴木賢祐さんが「山口県文書館についての不満・注文・希望」として、その在り方についての問題を指摘しています。それは、毛利家文書が文書館成立の「根本動機」であったにせよ、創立十年近くなっても、いまだに文書館の「当主」とみなされていることへの苦言です。文書館の「当主」は県文書でないかと。山口県の行政記録―公文書等をきちんと入れるべきなのに、それが入ってこないというのはどういふことか、それをきちんと管理していくことなく毛利家文書を目を向けている

のはいかなるものかと。

さらに、山口県文書館が提示した文書館要綱について、

「『文書館』とは歴史に関する文書及び記録（以下文書という）その他必要な史料を収集し、整理し、保存して利用者の調査研究に資することを目的とする施設である。また文部省指定の研究機関とする」との「定義」を「最低最悪」と弾劾し、その専門職員の資格が「大学院修士課程修了者で日本史を専攻したもの」「日本史以外の専攻者は日本史二〇単位を修得することにより資格が与えられる」との規定を、「偏狭な閉鎖主義」となし、「史料」という用語にこだわる「頑迷固陋」さを指弾してやみません。山口県文書館は、この問いかけに、ニュースを見るかぎり応答していません。かつ現在もアーカイブズを文書館（モンジョカン）とみなし、「史料」保存庫と位置づけたがる論調は、鈴木 の指摘にもかかわらず、いまだにアーカイブズの世界を舐んでいます。それは、草創時における時代の刻印を受けて出来た文書館の体質ということで、すまされるものではありません。公文書管理法ができた現在、文書館等は新たに時代の課題と向き合うことで自己脱皮をなし、これから設立される公文書館には親機関の記録を体系的に選別移管し、保存することで、より開かれた社会を実現していく器になることが期待されましよう。

その意味で藤沢市の場合は、文書の現用段階から管理していくという方策がたてられてきました。沖縄県の場合は、職員等の対話をつづけることで、公文書館の存在、公文書をどのように管理し、それを開いていくのかという問題を共有していく努力をかさねています。かつ沖縄県公文書館は、県民の利用度が高いのにみられるように、県民の生活に欠かせない存在となっています。それは、土地所有の確認と米軍との雇用関係等につき、公文書館の資料で証明できることによります。まさに沖縄県公文書館は県民の権利証明の場として活用され、県民にとりなくてはならない存在とみなされており。ここには、歴史研究者の宿り場にとどまらず、県民の権利と義務を確認する世界への広がりがあるのではないでしようか。

そうした点で、鈴江さんが言われたいかに政策の決定にかかわったもの、政策の決定権を持つ者の記録資料が引き継がれてくるのか、移管されてくるのか、移管させられるかと云う問題を踏まえながら、意見を聞いていきたいと思えます。

その際に、大きな問題は、職員にどのような形で公文書館あるいはアーカイブズと称される世界が理解されていくのか、あるいは移管等で協力を得るためには何が問われるかということ。このことは、公文書館にいる専門職員のみ

専門性とは何かということ、その使命感の在り方とも関わる問題です。

このことが質問でも出ていますので、高野さんに、設立後の三年間、混乱の中において各課を回って話を聴いて歩いたということでしたが、その過程で公文書の世界を理解しながら、職員に公文書館のあり方を説いていき、さらに現用段階からの管理という方向性を出した問題、この点についてお話を伺います。ついで沖縄県の富永さんに、公文書館はどのように県庁職員なり県民にその存在をアピールしてきたかということをまずお話しただきたいと思います。

○高野 先ほど私は、すべての課を回って職員と対話をし、そして文書の保存あるいは廃棄を決めたと申し上げました。それは、私が文書についてすべて、あるいは、その課の業務全体について理解をしていけばかなりスムーズに行ったのかもしれませんが、私の経歴を見ていただきますとわかりますように、私が藤沢市に入ったのは図書館の司書として入っているのです。そして、九年間、図書館にいて、その後、市史編さん室に異動になりました。そういう経歴ですので、私は、本庁で仕事をした経験がないのです。いわゆる公務員の世界では、アウトローであったわけですから、文書というものが、もちろん先ほど話したように、どういうふうに作成するか、そういった知識は持って

いますが、その間のどういう理由に基づいてこの文書が作成されているかということは全く理解していなかったのです。

理解していなかっただけで済む問題ではないのです。というのは、保存するか、廃棄するかという権限は文書館にあるわけですからね。つまり、こちら側が間違った判断をしてしまうと、その資料は永遠に消えてしまうのです。公文書というのは一点切りの資料なのです。ですから、それだけに慎重に各課の意見を聞かなければならないのです。そして、聞くことによって、関連する課が出てきますね。

そういうところともあわせて議論を深めていったのです。それは、逆に言うと、文書館というのはこういうところまでちゃんとやってくれるのだな、こういう文書はちゃんと保存してくれているのだなということをよく理解していただけました。これは、下手な職員研修よりも、結果としては文書館を理解してもらえたという意味でよかったです。はいかと思えます。もちろん、私どもにとっても、それは大きな勉強でした。そして、私は、それを最終的にまとめまして、藤沢市文書館の資料保存についての評価、選別という一覧表をつくりまして、「文書館の内規」という形で、それは今も生きています。

そういうことで、文書館を理解してもらえたという意味

では、物すごく大きかったのではないかと思えます。

○富永 公文書館を、県民や県の職員にどういうふうに見学して来たかということですね、二つの流れがあると思います。

一つは、公文書館という名前は県民に対してよく知られていないのです。とにかく県民の耳目を引こうということで、一種のセンセーショナルリズムなので、県文書というのはそんな派手派手しいものはないから、民間にある私文書ですね。例えば、沖繩は地上戦で文化遺産がかなり破壊されたので、戦前の様子が映っている写真一枚でも貴重なのです。そういう写真一枚でも新聞にでかかると載るような土地柄なのです。ですから、そういうものを一生懸命集めては新聞にどんどん発表していくという路線が結構長いことありました。

あとは集客ですね。講演会をする場合、こういった公文書関係のものというよりは、文化講座ですね。年間一〇回ぐらいやっている時期がありまして、それなりには集客したのです。ですが、私は県の職員からこんなことを言われたことがあって、君らは文化施設なのか、図書館や博物館がやっているような文化講座と同じようなことをやって、同じような資料を集めているねと。こんなものだったら別に存在意義はないから無駄だし、自分は行革の担当者にあ

んなたちをつぶすように話をしよう。結構力のある人だったので、これはまずいなと思ったことがあります。それは、我々の中で理念の一致がなかったので、考え方の違いがもろにあつて、それぞれの上司とか担当者によってそれが違っているということがありました。

現在は、指定管理になるときに、かなり理念的な問題が整理されて、県の公文書を中心にやれという話が県庁からありまして、優先順位は定まっています。

大濱先生も行かれてごらんになったと思うのですが、例えば土地問題に関する資料がいっぱいあつて、これも戦争の影響で地籍がかなり不明確になっていたので。そこで戦後は地籍の明確化事業でずっとやっていたのですが、今でも土地争いがあります。そういった沖繩の特殊な土地の問題について講演会をやったり、展示をやったり、今はそういう方向でやっていますが、それが必ず正しいというふうにみんなの理念が一致しているわけではないので、見えない部分での葛藤はあると思います。

あとは、県庁の方ですね。

我々の公文書館が設置されて一〇年間は、本庁の知事部局の文書を受け入れることしかやっていませんでした。五年前から、各種委員会や企業局の公営事業、県警本部とか、そういうところに、「営業」と称しているのですが、出か



けていって働きかけを行っています。そうすると、かなり反応が良いことがわかりました。どんどん、どんどん文書が来るのです。

先ほど、県職員のインタビュアーを紹介しましたが、やっぱりみんな一生懸命なのです。そのときに思ったのが、善意で公文書館は回るものなのだという事です。多分、うちの職員でも悪意の哲学でやっている人もいると思うのです。役人は文書を隠したが、だからうちに文書が来ないのだという説ですね。そして、もともと余り積極的に打って出なかったと思うのですが、いったん善意の哲学でアプローチをはじめると、かなり文書が来るようになっていきます。県警の文書担当者とずっと話を続けていますが、他にもセキユリティの厳しい県警においても、自分たちがこれだけ苦労しているいろいろな仕事をしているのが、最長で三〇年たつと、公文書が全部廃棄されて、シュレツダーにかけられて、自分たちの後輩とか、後の県民に残らないのは非常に不本意である、やっぱり残したいということ、対話を続けています。(追記：この企画講演会から三ヶ月経った平成二四年一月、沖縄県警察本部訓令一五九により、文書管理のルールが改正され、廃棄文書の公文書館指定管理者への引渡しが明記された。

沖縄県警察における文書の管理に関する訓令

[http://www.police.pref.okinawa.jp/johokokai/kunrei/koho/koho\\_h240119koho1.pdf](http://www.police.pref.okinawa.jp/johokokai/kunrei/koho/koho_h240119koho1.pdf)

結局、対話が一番大事ではないかと思っています。私たちは、公文書館としてやっているというより、先ほど言ったように、将来の世代のためにお互い協力しようというふうに協力者関係でやっていると思っています。そうすると、公文書館から頼まれたからしようがないからやるか、情にほだされたからやるか、ではなくて、自分自身がプレーヤーとして、参加者として一生懸命やってくださる。そういう方がどんどん増えていくと、私たちが公文書館において限られた人数でやっても回転するようになる。今は、文書引渡しのオフアワーが来過ぎて担当者がうれしい悲鳴をあげています。ラッシュをどのように緩和しようかということ別の問題が起きています。

昔、私が営業に出だしたところに、そんなことをして、実際に大量に文書が引き渡されたら、書庫がパンクするのではないか、どうするつもりだ、と言われたときに、いや、一度でいいからそういう目に遭ってみたいと返したのです。が、それがだんだん現実化してきています。

県民へどういうふうに知らせるか、昔は文化施設的な面を知らせていたので、県民の理解もそういうことだったのですが、それでは誤解を与えるので、方針がだんだん変わった

てきているということもありますけれども、県民が来れば来るほどいいかというところではなくて、一生の間に一度も公文書館を利用しないという県民が大部分であっても構わないと思っています。重要なのは、例えば家が火事になったときに消防署に連絡します、番号は一一九番です、警察に電話するときには一一〇番です、ということを知っていて、いざというときにそれをやればいいので、消防車の出勤回数が多いか、少ないかで消防署の価値が変わるかというところ、むしろ社会的には少ない方がいいわけですね。ですから、土地問題にしても、何にしても、必要なときにそこに行けばこれがあるということを知ってもらった方が重要です。

去年、認知度調査をやりました。これは、調査会社に委託して、完全無作為ではないのですが、県民の方々の何パーセントが公文書館について名前を知っていて、場所を知っていて、役割を知っているかを調べたのです。そうしたら、大体四割ぐらいでした。我々の役目は、この四割を五割、六割、八割、九割、九九割にするのが目標です。来館者をふやすということは、二義的なもので、結果としてつくものだろうと考えています。

○高野 私の説明の中で一つ抜けていたことがあります。それは、今日はメインが公文書というテーマでお話し

たしました。ところが、お役所には、公文書ともう一つ行政資料というものがあるのです。つまり、行政資料というのは逐次刊行物です。よく市役所に参りますと、行政資料室という部屋があって、そこに市が出した刊行物が置いてありますね。報告書とか統計書など、それぞれの課の成果をまとめたものです。これは、物すごくまとまっていて、利用する場合に便利なのです。ところが、これが全部文書館に発行されるたびに来るかというところ、そうはいかないのです。最初のころ、市長通達で出すのですが、ほとんど集まってこないです。そして、役所ですから、年度末とか職員異動の時期になると、そういったものが要らないから捨てみんな出してしまうのです。そういったところに行くと、最初のころは拾ってきたわけです。そして、半年ぐらいたつと、捨てた方の職員は、全部捨ててしまつて、後で文書館に来て、高野さん、あのときに拾っていたけれども、あれはあるかな、見せてくれよということもありました。

そこで私が考えたのは、最終的に外部に発注して印刷するものですね。これは、文書館長の判がないものは外注できないという制度にしたのです。そうすると、すべての課は、外部に印刷するものは全部文書館まで来て、何せ文書館長の決裁をもらわないと契約課は受け付けられないですね。これをやったら、外部で印刷したものは一〇〇割集まりま

した。

ですから、お役所というのは、ある程度の権限を持たないといけないのだなとつくづく感じました。ところが、聞いてみたら、最近、外部の印刷は特殊なもので、最近ほとんど内部で印刷してしまふのです。これはどうなっているのかというと、前よりは集まりが悪いのですと今の館長は言っていますが、それは手を打たなければならないのではないかと言っております。

いずれにしても、単に公文書だけでなくして、逐次刊行物、これからの公文書館は目を光らせていかなければいけないのではないかと思います。

○大濱　そこで鈴江さんに聞きたいのは、北海道ではすべての文書の管理権限を文書館長の下におき、文書発生時の選別が可能という形になっているようですが、道庁内の行政組織と文書館長、あるいは文書館の職員というのはどういう形のコンタクトをとってきたのでしょうか。沖繩とか藤沢が問い質してきた問題はどうか、その問題と絡めて、なぜ道政の骨格にかかわるものが来ないのか、実際に私も、あるものを見に行ったら、全くないと言われたのですが、その辺のところはどうだったのですか。

○鈴江　今、どうしているか、現在の姿は言えませんが、かつて道職員とのコミュニケーションをとる一つとして、

私のレジユメの三の二つ目のボツに、評価、選別方法の実験とあります。収集基準とか文書館へ文書を移管する仕組みをつくるために、各課の協力を随分得ました。どのような協力を得たかというと、私たちがそれぞれの課に行つて、そこでの事務がどのように進められているか、例えば業務課とか農業構造改善の課に行きましたが、そこでどのような仕事をしているのか、その中でどのような文書ができていて、その文書はやがて簿冊につづられるわけですけれども、どのような簿冊になるか、その課の文書全体の体系の中でどの部分を残せば文書館の資料になり得るかという検討をしました。各課が随分協力をしてくれて、歴史的資料の保存に関心を持ってくれました。そういうことを通じて、文書館の方でも評価、選別の根拠とか範囲というものを相当確定できたと思います。それは、全部の課にわたつてやりたかったのですが、そこまでは及びませんでした。検討したところは実務的な課でした。これを例えば企画部とか、予算を握っている財政課とか、そういうところに加ぼすことができたなら、今、大濱さんのおっしゃったような道政の中核のところの文書を残していく手がかりになつたであろうと思います。

道政の中核の文書がどうして残らないか。今、道に文書管理規程というものがあります。将来、公文書管理条例が

できるのかわかりませんが、それらは一つの完結文書として残らない性質のものではないかと思えます。例えば、予算編成の重要な文書は、別にハンコを押して公文書として残すという形態のものではないのだろうと思えます。残念ながら、私は見ていないので、どういう形で組織決定の結果が残るのかどうかわかりませんが、どうも我々が通常の業務をやっているときに決裁されて残っていくようなものではないのだろうと想像しているのです。ですから、通常の決裁文書でないものも残していくことが必要です。今度の公文書管理法の精神はそれだろうと思えます。文書をそれにのっとってきちっと残すということです。それをどこが残すかというと、今の公文書管理法では、国立文書館長ではなくて、内閣総理大臣になります。そういうように、組織的に押さえないと道政中枢の文書は残らないと思えます。道立文書館だけではなくて、方々で聞いても中枢の文書は文書館に移管されていないという、そんな感じがありますから、多分、文書館に残りにくいのだろうと思えます。ですから札幌市の場合は、決裁文書を残すだけでは足りないと思っています。

○大濱 今度施行された「公文書の管理に関する法律」、公文書管理法と称される法律は、高野さんが民主主義の原点とかかわらせてアーカイブズの在り方にふれています。

私に言わせると、一九四八年の国立国会図書館法が前文で「国立国会図書館は真理がわれらを自由にするという確信にたつて」と、ヨハネ福音書八章三二節のメッセージを借用して説いた思いと同じように、ある種の理念を掲げた法律です。

どう書いてあるかというと、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と。

非常に長つたらしいですが、民主主義の根幹というのは、国民が正確な情報に自由にアクセスして、それに基づく正確な判断をして、主権を行使することにあるという理念が盛り込まれています。決裁文書にいたるまでの過程の記録をきちんと残せということが言われているわけです。ですから、今まであった文書館と称するものを含めて、これか

らできる札幌市の公文書館に問われているのは民主主義の器になれるかどうかということです。日本の公文書館等のアーカイブズは、このような状況下で、現在まさに自己脱皮をしていかなければならないわけです。

しかし、先行の文書館・資料館等がかかえている問題は、大英博物館構想でつくられたという京都府総合資料館が外部監査で、東寺百合文書の研究をすることが職員の義務ですか、それをみんなにわからせるということではないのですかと。もしそれが職務であるというのなら、京都府総合資料館の規定を変えなさいと厳しく問いたされています。

歴史資料というときの問題は、東寺百合文書が東寺という寺の経営の基本にかかわる権利と義務を証しする記録資料であるがために残されてきたことの意味に思いをはせることなく、荘園研究の「お宝」とみなしてきたことです。

このような「史料」を「お宝」とみなす目からは、開拓使文書や国有未開地関係の記録資料が、中央政府に対する北海道統治の証しであり、入植者の権利と義務に関わるものとして、まさに当時の行政を円滑に遂行するために残されてきたことが欠落しがちです。このことに思いいたすならば、現に日々行われている行政の記録をして、適切に残し伝えていくことへの問いかけが出来るのではないのでしょうか。いわば現代の公文書館が抱えている問題にひきよせて問い

質していく時、文書館等を民主主義の器となりうるアーカイブズにすることが可能になりましょう。

そういう点で、札幌市においては、公文書管理法をふまえて、円滑な行政運営を可能となす、行政改革に資する器たりうる公文書館の実現が求められます。そこで、高野さん、富永さんには何か具体的な提言があればお願いします。

○高野 私 が札幌市に願うことは、地域、つまり札幌市が市民のためにどういう行政を具体的にやってきたのか、あるいはまた、これから行っていくのか、そういうものを裏づける資料（公文書）というのは、基本的には残していかなければならないだろうと思います。

なぜかという、それは札幌市民の生きていた証だからです。大切なことは、札幌市がどういう基本理念で行政を運営しているのか、そういうものを裏づける資料は後世まで残していかなければなりません。そのことによつて、そこに生きていた人々の証が得られるからだと思います。何でもかんでもというわけにはいかないわけです。

でも、毎年、毎年、それぞれの自治体で目標があると思うのです。あるいは、五年計画とか十年計画ですね。そういうものがどのように具体的に実施されていったのか、そういうものを後づける基本的な資料は、公文書に全部残っているわけですから、それはきちんと残していただき

たいと思います。

というのは、私のところでは、確かに年度、年度で計画が立てられ、あるいは五カ年、十カ年と出されています。

そうすると、もちろん全部が全部実施されているわけではないのです。実施されなかったらば、なぜそれが実施されなかったのか、それも公文書が残っているのです。なぜ実施されなかったかという理由を書いた公文書は残っているのです。そういったものを議会で利用していただいて、議員さんたちにも勉強していただく、そういう材料を提供していく、そういった意味での公文書の果たす役割は大きいのではないかと思います。ですから、単に過去の資料あるいは役所がつくった資料だからということではなくて、やはり地域住民も、それがどのように実施されたのかということです。つまり、自分たちの生活の問題なのです。だから、そういう証を公文書館に残していつて体系づけていく、そういう作業が一番重要ではないかと思っております。

○富永 沖縄県公文書館に琉球政府時代の文書がかなり残っています。琉球政府というのは、施政権の返還があり、沖縄が四七都道府県の中の一県となるのですけれども、それまでは一国並みの体裁を整えた司法、立法、行政という形態のガバメントがあったわけです。もちろん、米軍の支配下にあるので、いろいろなことを自由にできたわけではな

いのですが、おもしろいことに、当時の文書の方がいろいろな議論や意思決定がよく記録されているように思います。

復帰後の県の公文書の大部分のポリウムは、そういう意味では余り意思決定的なものではなくて、何が一番多いかというところ、戦後、米軍統治下で沖縄のインフラ整備が物すごくおこなわれてしまったものですから、復帰後に国の財政でかなりの投資が行われています。つまり、補助金の事業がかなり多いです。我々は、評価、選別するときに、補助金関係、土木工事だったらこういうパターンで全部決めてしまえというくらいかなり多いのです。そういったものは、確かに、ここに道路を通しますということで、通す前の風景がわかる写真だったり、道路を通すときの設計図や完成図面であったりするので、そういうものはとっておくのですが、間にある大部分のポリウムは捨てます。これは何かといたら、国の補助金を要請するようなもので、結局あれは右から左なのです。何か意思決定をしているわけではなくて、これだけのポリウムのお金があるから、では、どこそこの工事をやりますといったことです。そういうものが大部分なので、逆に言うと、少しつまらなくなった部分があるのかもしれない。

しかしながら、これからは県文書がだんだんおもしろくなってくるだろうと思うのは、自治の問題です。結局、な

ぜ琉球政府文書におもしろいものが多いかというところ、あ  
ときは自治を求めて一生懸命頑張っていたのです。復帰後  
に補助金づけになって、右から左というものが増えるとお  
もしろくなくなったのです。今、沖繩二十一世紀ビジョン  
とか、一括交付金を求めて頑張っている、もしそれが実  
現して自治の割合が拡大していくと、公文書にもそういう  
意思決定のものがふえていくと思います。結局、これも、  
なぜ意思決定文書が残らないかという一つの説明になると  
思います。

○大濱 こうして見ると、公文書を残すというか、記録を  
残していくことは、組織の営みを検証していくということ  
に係わるわけです。検証できるものがあるのかなのか。  
先ほどの問題で言えば、鈴江さんも話していたことですが、  
ここ札幌市文化資料室の展示場を見ても、会場そのもの  
が気の毒だし、かつ問題の意図がすぐれているにしても  
肝心な展示すべき資料そのものがない。移管されていない  
という問題があるわけです。それだけに、検証する文化、  
公文書館が統治を検証し得るものにしていけるかどうかと  
いうことが、札幌市公文書館なり、これからできるアーカイ  
ブズと称するものに問われているわけです。

このことは、高野さんが言われた一人ひとりの職員が自  
己の職務に誇りを持って言えるかどうかということにかか

わることなのです。そうしたことについて、鈴江さん、札  
幌市公文書館に何を期待されますか。

○鈴江 これから、札幌市の公文書館ができるわけですが、  
先行した道立文書館のことを踏まえながら考えてみると、  
評価、選別の仕組みもそうですが、制度的に一旦でき上がっ  
ていくと、前からのものを踏襲していくということになり  
がちです。もちろん、行政の継続性を担保しようとしてい  
るわけですから、去年、選別した文書とことし選別した文  
書と全く違うということにはならないだろうと思いますが、  
常にそれでいいのかどうかということは考えなければいけ  
ません。

道の場合は、開発計画がありますから、国との関係が道  
の行政に相当の影を落としている。国との関係なしには道  
行政も進まないわけです。道の文書だけではなくて、やは  
り国の文書の保存も視野に置く必要がある。国の文書は、  
国立公文書館の仕事ではあるけれども、北海道の場合は、  
国との関係も考えながら、北海道全体の状況をどういうふ  
うに文書として保存できるか、そういうことを考えなければ  
いけないのです。それは、もちろん理念の問題でもある  
けれども、個々の文書館の職員が常にそういうようなアン  
テナを張ったり、自分のやっていることが、一種のルーチ  
ンワークではない、広い意味で北海道の状況を文書で再構

成していくという意図を持ってやらなければ本来の使命は果たせないだろうと思っています。

そうしますと、札幌市の場合も、札幌市の公文書として流れてきているものを最終段階で拾ってくるということではなくて、札幌市の公文書自体がどういう構成になっていったらいいのか、市政のどの部分を保存したらよいか、しかも一旦決めたからそれでよいということではなくて、絶えず検証しながら進むという意識を持つ必要がある。それは、公文書館の職員に課せられた役割ではないかと思えますし、それを可能とするような知識とか研さんというものを常に伴っていないといけないだろうと思います。

○大濱 職員の問題が出たわけですが、富永さんが職員の問題に触れていたし、高野さんも触れていたわけですが、公文書館等の専門職員には何が求められるのですか。

専門職員をめざす人にみられるのは、自己の学んできた学問的課題意識に引き寄せた研究者たる思いは強いものの、日常の業務で問われるきわめて卑近な公文書の作成能力がないことです。大学院で専門と称する知識は身につけてきているから、専門知識はあるけれども、公文書というものを、起案をどう作成するかがわからない、公文書の体系に目が及ばないから、行政の現場にいる担当者とけんかにならない。そういう意味で言えば、まず、そこからきちんと

させない限り、公文書の全体系、何が大事かということが押さえられないのではないかと思うのです。なかには行政実務を見下した研究者意識の持ち主もいる。そういう頭でっかちではあるけれども、実践力、応用力がないということが見られたわけです。このような者はアーキビストにならないわけがない。

その点で、恐らく高野さんが苦労した三年間というのはその問題だったのだろうと思いますが、どうですか。

○高野 私は、先ほどからお話ししておりますように、自分が公文書を作成するようになったのは、市史編さん室に移ってきてからです。図書館時代には、公文書を作成しませんでした。専ら図書館では、図書選定とレファレンスを担当しておりました。

ところが、市史編さん室に参りますと、自分で起案しなければどうにもならないわけですから、それこそゼロからの勉強をしました。そして、自分で公文書を作成して初めて、公文書というのはこういうような形態で、そして、こういう意味を持つのだなというようなことが実感としてわかります。ですから、よその課に行つて話を聞いていても、これはこういう意味だ、こういうような内容を持っているのだということを聞いても、ぴんとくるのですね。それは、逆に言う、説明を聞いていると、自分が公文書を書いた



ような気分になってしまうのです。そこまでいかなければいけないかもしれません。

そういう意味では、今、大濱先生が言われているように、まず、自分が公文書を作成する、起案をするということだと思えます。

○大濱 富永さんは、専門職員のあり方をどう考えますか。

○富永 一番必要なのは肯定的な人間観だと思います。そうでない人は、多分、務まりません。なぜならば、人間を信じていない人は将来世代の代理人になれないと思うのです。百年後、二百年後、人類が続いて、全員でリレーしていくということ信じられない人は、どこかでつまずいて、相手との関係をだめにしてしまいます。つまり、役人はこうなのだとどこかですぐに決めて、そこで終わりになるのです。

これは、あまり具体的なことは言えないですが、最近、こういうことがあります。私の話なので構わないと思うのですけれども、五年前に県文書の担当になったときに、年に一回、県庁の知事部局の文書を二〇〇〇箱とか三〇〇〇箱といったボリュームで持つてくるのですが、初めてその仕事をしたときに、初めての仕事なので一生懸命やつて持つてきたときに、県庁側の文書担当から三箱ほど返還させてもらったと言われて、えっ、どういうことかと。もと

の課が、それは必要だから返還させてくれと言っているの  
で返還しました、と。ちよつと待つてください、元の課が  
まだ必要だったら延長という制度でしよう、返還という規  
定はどこにあるのですかと言ったら、いや、もう相手の希  
望なのでこつちからどう言えない、と。それで交渉も  
間に合わずに、心にひつかかっていたことがあったのです。  
でも、調べてみたら、それは以前にそういう事例が結構あつ  
て、一旦うちの書庫に入れたものを返したことからあつた  
ようです。ここで、役人というのは、そんなものなのだ、  
で片付けるのかどうか。

今回、同じ事例が出てきて実は喜んだのです。ある課が、  
公文書館に既に来ているものを返してくれと。それから、  
今年度、公文書館に引き渡す年限の文書も県庁書庫から当  
課に引き上げさせてくれ、そして今後は、公文書館に渡さ  
ずに、あるいは文書主管課に渡さずに、自分たちの課の中  
でちゃんと管理して、しかるべきときにシュレツダーかけ  
ます、と言ってきていると。ここでああそうですか、とす  
んなり返してもいけないし、即座に「ダメです」と断つて  
もいけない。なぜならば、相手がなぜそのような要求をし  
ているのか、私たちが理解する機会を失うからです。そこ  
で、県庁の文書担当も交えて、返してくれとリクエストし  
ている所管課の職員二人と一緒にテーブルについて、一時

間余り話を聞きました。そして相手の事情はだいたいわかりました。詳しいことは言いませんが。そこで「あなた方の事情は私もよく理解できました。今度はあなたたちが私たちの話を聞く番ですよ」と言って、公文書館に招待したわけです。よかったのは、これをきっかけに文書主管課の担当者とは、「返還」という規則上の根拠のない悪習をやめましょう、ということと考えが一致したのです。それは、その担当者のほうから言ってくれたのです。なので、その課との話がうまくいくかどうかはわからないのですが、返還という悪習自体は根絶でき、よかったと思っています。

（追記：その後、所管課とは、返還を行わないことで合意した）それはやはり対話の力だと思えます。そういうことを積み重ねていくことが専門職員に求められているのだと思います。

○大濱 今のアーキビストと称する人たちは、高野さんが言った研究者意識が強くて、もう一つは、そこにある資料で自分の論文を書くのが課題だと思っていると、世間的に言えばアーカイブズにかなりマイナスになっている。そうした点で言うと、アーキビストという職業はきわめて泥くさい仕事です。かつ、アーカイブズというのは歴史研究者の蔵でもなければ、アーキビストは歴史研究者の召使でもない。また行政の小間使いになることでもない。将来

的に、行政に対して、アーカイブズが持っている記録で行政の問題点を指摘できるようになっていけば、民主主義の器というものが少しは根づくのだらうと思うのです。そのためには、専門職員がどれだけ行政組織に目配りできていけるかということが求められます。

しかし、現実に見てみると、アーカイブズがこのような存在になるにはかなり時間がかかりましょう。しかも、アーカイブズの存在を認知してもらうための方策となると、富永さんも言っていたけれども、歴史館とか図書館とか博物館の展示と変わりないようなものを、ある歴史の断面を切り取ったことをしているとすれば、アーカイブズの存在はそんなに意味がないのでは。そこで今のところ、文書館等の企画でみられるのは、古文書講座とか歴史新聞とか、あるいは歴史散歩みたいな催しになっている。けれども、本来的にはそこにある記録で、かつてこの知事、この市長の時代の政治はどうでしたかというものを検証できる素材を出し、現在の統治を検証する目を育てていきたいものです。その点で、今の沖縄県の常設展がかなり優れていると思うのは、米軍統治時代からのものをきちんと記録を出しながら語りかけていることです。かつて富永さんに、沖縄県に基地問題で来る大臣たちに、まず、沖縄県公文書館に行つて常設展を見てから知事のところに来てくれと言いなさい

と話したことがあります。展示では、米軍に占領されたときの飛行場が、現在もそのままになっている状況を見ることができます。あるいは、米軍統治下の軍令は、命令にそむけば死刑にするというわけだし、非常に細かい記録がきちんと残されている。かつ米軍政下の記録の残し方がうかがえる。このような展示こそ公文書館が営むものです。札幌市もこのように市政を問い質せる展示を何時に日か実現したいものです。「市民が主人」というのであれば、統治の検証が可能となる公文書館を実現し、検証する文化を根づかせることがだいじではないでしょうか。そのためにも学校教育でアーカイブズへの目を育てたいものです。

高野さんがペーパーでふれてますが、学校日誌とか学校沿革史というのは、本来、その学校に赴任した先生たちがそれを読んで、そこから教材を組み立てていくための情報源です。北海道も戦前は、道民意識涵養が説かれた頃の学校日誌には優れたものが残っています。

私は、東京都北区の方で見たのですが、北区の学校の記録には、大正期の自由教育の流れから生まれた合科教育の克明な授業記録、昨今いわれている総合的学習の記録がきちんと残っています。それを使えば今でもできるのでですね。しかし、学校日誌等の学校の記録が廃棄処分の対象になっているのが現状です。

そういう点で言えば、今度、札幌市の条例をつくるときに、教育委員会から学校まで網をかぶせられるかどうかは重要ですよ。

条例のことで一つ言っておきますと、私は県で言えば鳥取県に係わったのですが、答申したとおり、公安委員会から警察本部長まで条例で網をかけて、公文書館に移管するというふうになりました。ただ、それを具体的にどこまでやれるかどうかは公文書館の力量が問われることになりました。県のレベルで言えば、警察、公安委員会、各種委員会に全部かぶせるということが要る。そこに力を尽くせば公文書館が地方文書等の調査収集に力を注ぐとか、個人や組織の寄贈・寄託文書に目を向ける時間などないはず。このような記録資料は、当該地域・組織の在り方とかかわらせて、保存の方策を検討すべきでないでしょうか。生協は生協で、組合は組合で、組織のアーカイブズを立ち上げることで、開かれた体制を可能となし、組織の力となるのだと問いかけたいのですが。

板橋区では教育委員会にも網をかけ、福岡県は共同公文書館ですが、各市町村の自立性を持ちながら、協同した運営への道を歩もうとしています。具体的にどうなるか。

そこで、一番の問題は、館の構想から具体化するまでに担当者がくるくる変わるといことです。行政の宿業でしょ

うが。これは、ものすごくマイナスなのです。次に来た人がまたイロハから勉強することになる。札幌市もそういう傾向があるのですが、福岡県もそうです。そういう点で、立ち上げるときには最初の企画にかかわったときの人が、つらくても残っていくと。そこに残ると、昇進のコースから外れるという問題があるのかもしれないが、こういう人事の在り方は行政が考えないと、ちゃんと大地に根づいた公文書館はできないと思います。その辺は、皆さんたちにもきちんと言を向けて見張っていきながら、札幌市公文書館を良いものにしていただきたいと思えます。

最後に、それぞれの方に簡単な感想を言っていたいただいて終わりにしたいと思います。

○鈴江 今の大濱さんのお話を受けながらですが、札幌市の公文書館は、非常に意欲的に準備段階を経ていきます。発足してからもこのエネルギーを続けたいとだめなのです。そういう体制を保障するものが市として用意されていてほしいと思います。

○高野 私のところでは経験したことです。私ともう一人阿部征寛君という職員がおりまして、この二人で藤沢の文書館を事務レベルで立ち上げていったのです。そして、ちょうど立ち上がって二年ぐらい後に、横浜に開港資料館をつくるという話が持ち上がりました。そして、阿部君が私か

どっちか協力してほしいというふうには、引き抜きに來られたわけでは。そのときに、私は、自分がつくろうとしてやっている最中だから、何とか藤沢の文書館が目鼻のつくまでは動けないということ、実は阿部君に横浜の資料館に移ってもらったという経緯があります。だから、責任を持って最後まで面倒を見るという人が誰かいないとだめかと思えます。

それから、時間がなくて恐縮ですが、私が文書館をつくって嫌な思いをしたことを一つ申し上げましょう。

それは、私が警察に呼び出されたということです。警察から夜中に家に電話がかかってきたのです。家内がびっくりしまして、うちの旦那は何を悪いことしたのだろうと。大体、警察から電話がかかってくるのは夜中なのです。二回ありまして、市の職員の汚職事件がありまして、汚職の関係で公文書を調べるといふことで、文書館長が立会いのものとなのです。そういうことが二回ありました。僕が文書館長になって嫌な思いをしたのはその二回です。最近はそのういうことがなくなつてよかつたと思つていますが、文書館をつくつたことによつての嫌な思いです。

○富永 閉じた世界にしないということが大事だと思えます。もちろん、専門職も重要なのでしようけれども、衆目にさらす、みんなに目にさらした上でよくしていくと。将

来世代の代理人と言っていますが、住民とセットでなければいけないと考えています。

○大濱 ありがとうございます。最後にだめ押ししておくと、公文書館とかアーカイブスというのは、見方によると恐ろしい世界なのです。そこは、いろいろな秘密をみんな抱え込んでいるわけですから。そういう点で言えば、そこにいる専門職員には、かなりしんどくても、禁欲性と寡黙性が強くもとめられます。中国のアーカイブズは、人身档案、人民一人ひとりの記録を管理しており、人民の個別支配の器でもあります。アーカイブズという世界にはそういう毒がある。まさに記録情報という資源を握る者は権力を掌握できるのです。今回はこの毒の話は出ませんでした。アーカイブズというのは、かなり危ない世界なのです。それだけにこの器をつくっていくには、市長に対峙し、おのれの思いを実現していくだけの突破力が何よりも必要なのです。文化資料室をはじめ札幌市の担当者には何ものをも畏れない突破力を期待してやみません。市民の市政を実現する器をつくらうとしているのですから。一言つけくわえて終わります。ありがとうございます。(拍手)

なお、大濱「国立公文書館創立40周年にあたって」(『アーカイブズ』四五 二〇一一年十月)も「参照ください」

い。日本のアーカイブズがかかえてきた問題について発題したものです。こちらの論文は、国立公文書館のホームページからご覧いただけます。

(URL) [http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/pdf/acv\\_45\\_p11.pdf](http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/pdf/acv_45_p11.pdf)

パネルディスカッション

